

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 15 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520251

研究課題名（和文） ルネサンス期における戯曲の著作権に関する研究

研究課題名（英文） A Study of Dramatic Copyright in Renaissance England

研究代表者

太田 一昭 (OTA KAZUAKI)

九州大学・大学院言語文化研究院・教授

研究者番号：10123803

研究成果の概要（和文）：英国ルネサンス期における戯曲の著作権は、二つに分けて考える必要がある。一つは戯曲の上演権であり、もう一つはその著作権である。戯曲の上演権は、宮廷祝典局長の検閲・認可を経て、劇団に与えられるものであった。これに対して、戯曲の著作権は、原稿を入手した書籍商に帰属した。現代とは異なり、劇団も劇作家も、戯曲を出版物として独占的に利用できる権利をもたなかった。著作権を有するのは、出版許可を得た書籍商であった。本研究では、英国ルネサンス期の戯曲の著作権の意味と著作権確立のプロセスを、ロンドン書籍商組合記録と当時の戯曲の刊本を精査することによって明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In Renaissance England there were two forms of dramatic copyright: one was the right to present a play on the stage and the other the right to print a play text for sale. The former belonged to a playing company possessing the playbook allowed for performance by the Master of the Revels and the latter to a London stationer having the copy licensed for publication by the Stationers' Company. This study explores the significance of dramatic copyright in Renaissance England and the process whereby a stationer established his right to dramatic material by analysing the records of the Stationers' Company and play texts printed in Shakespeare's day.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：英米・英語圏文学

キーワード：エリザベス朝、英国ルネサンス、戯曲、出版、ロンドン書籍商組合、著作権、出版登録、シェイクスピア

### 1. 研究開始当初の背景

書籍や出版の認可制度や著作権に関する研究は、古くから行われている。特に 20 世紀前半の Greg や Pollard や Chambers といった碩学たちの研究は優れたもので、その指摘

の多くは今日でも妥当だと考えられている。我が国でも山田昭廣氏の先駆的な研究がある。筆者もこれまで、英国ルネサンス期の演劇の検閲や戯曲本の出版について研究を続けてきた。本研究の課題である出版物の著作権

についての研究は、従前からの研究課題の延長線上にある。

16-17世紀英国においては、すべての書籍はジャンルを問わず、出版の前に許可を得なければならなかった。聖書も祈祷書も、歴史書も歴史劇も、国王布告もバラッドも、特許状による出版にせよ、聖職者（カンタベリー大主教、ロンドン主教、教会検閲者）あるいは書籍商組合幹部の認可によるにせよ、出版には許可を得る必要があった。著作権はその許可を得た者に帰属したが、著作権を得るのは通常、著者ではなく、書籍の出版をする書籍商であった。問題は、その著作権がどの時点で、どのようにして成立するかである。この点については、今なお完全な意見の一致を見ない。特に戯曲については、戯曲本特有の複雑な問題があって、誤解による（と筆者には思われる）指摘がなされることも少なくない。本研究では、英国ルネサンス期の著作権に係る諸相を実証的に分析・記述することによって、より精度の高い戯曲本の出版史の記述をめざした。

## 2. 研究の目的

現代において著作権（あるいは著作権）とは、著作者が自己の著作物を独占的に利用できる権利を意味する。英国ルネサンス期においては通常、原稿を入手した「書籍商」（印刷業者や書籍販売業者）に帰属し、また著作権の成立過程も現代とは異なっていた。特に戯曲の場合は、祝典局長によって劇団に与えられる上演権との絡みもあって、印刷所原本の成立から著作権獲得に至るプロセスは複雑であった。本研究の目的は、その複雑な問題を孕む英国ルネサンス期の戯曲の著作権の諸相を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

### (1) 無登録出版と著作権の関係を調査した。

多くの研究者は、書籍商組合記録簿の登録によって登録された著作物に対する著作権が確立すると考えている。たしかに、登録の文言は年代によって多少異なるものの、いずれの記載も著作物がだれの所有物であるかを確認し保証するものである。しかし登録が著作権取得に不可欠であったかどうかは、あるいは登録しなければ著作権が獲得できなかったかどうかは実は、あいまいである。というのも、組合記録簿に登録されることなく出版されている本が非常に多いからである。

無登録出版書籍は無許可で出版された本であり、出版者はその著作物に対する著作権をもっていないという見方がある。しかしこれに対しては異論がある。例えば Kirschbaum (1959) は、登録ではなく、出版によって著作権が確立したと考えている。しかし、そうなると、書籍の登録はいかなる意味をもってい

たのか。本研究では、ロンドン書籍商組合記録を精査することによって登録の意味を再検証し、併せて、無登録出版と著作権との関係を考察した。

### (2) 「海賊版」とは何かを再検証した。

著作権が存在したということは、その侵害もあったということである。戯曲の場合は、しばしば「不法」に「海賊版」が出版されたと考える学者が多い。劇団は自分たちのレパトリーが侵害されるのを恐れて脚本の扱いには慎重で、戯曲の出版を警戒していた。したがって、人気作品（たとえば *Hamlet* や *Henry V*）のいわゆる不良四つ折本は、そういう警戒をかいくぐって「不法」に出版された「海賊版」だという。「海賊版」であるから当然、組合記録簿にも登録されていないというわけである。しかし、登録は義務的なものではなかったという状況証拠があり、登録の有無は、「海賊版」であるや否やの決め手にはならない。また Knutson (2001) が説くように、当時の劇団がギルド的な関係にあって、お互いの演劇活動を尊重していたとすれば、他の劇団の脚本を盗んで上演するというのはありそうにないことである。Blayney

(1997) もまた、「海賊版」の出版については懐疑的である。Blayneyによれば、当時は戯曲本に対する需要は少なく、劇団や作者に隠れて「海賊版」を出版しようとしたとは考えにくいという。最近では、この Blayney の主張に賛同して「海賊版」出版は神話だとする学者も多い。しかしそれでも、人気作品の「海賊版」説は根強く残っている。これは一つには、現実に劇団が自分たちの戯曲の無断出版を警戒していたことを示すような、あるいは「海賊版」が出版されていたことを裏書きするような「証拠」が（第1・二つ折本の一節もその1つ）残っているからである。本研究では、「海賊版」出版を裏付けるかのような、これらの「証拠」を再検証して、「海賊版」として出版されたとされる戯曲本の出版に至る経緯を探った。

## 4. 研究成果

当該研究期間に、2編の原著論文と1編の著書を刊行し、1件の口頭発表を行った。

### (1) 原著論文（すべて単著）

①1600年8月4日の“staying entry”はいかに解釈すべきか——ロンドン書籍商組合記録再考——（2013年3月）（本稿は、後述の第49回シェイクスピア学会口頭発表論文に基づく。）

1600年8月4日のロンドン書籍商組合記録に、宮内大臣一座の4作品（*As You Like It*, *Henry V*, *Every Man in His Humour*, *Much Ado about Nothing*）の、いわゆる“staying entry”が見える。この“entry”の意味については様々な解釈があるが、多くの研究者は、

この「登録」によって宮内大臣一座は4作品の出版を阻止しようとしたと考えている。あるいは出版阻止というより出版料を確保するための「登録」だと指摘する人もいる。あるいはこの記載は、4作品が8月4日の時点で公式の検閲・認可者の許可を得ていないことを示しているという学者もいる。この記載に関する筆者の所見は、以下のようなものである。

1. 8月4日の記載 (entry) は、書籍の登録 (registration) ではない。それは、特定の書籍商の版權を認めたものでも、出版を認めた記録でもない。

2. 4作品の出版を阻止するための登録でもない。また台本が盗まれることを防ぐための登録でもない。8月4日の記載には、原稿に対する権利を有する書籍商の氏名も記されていない。

3. 8月4日の記載は、4作品について登録が認められなかったことを記した覚書にすぎないと思われる。なぜこのようなメモを記したのか。考えられる理由は、次のとおりである。

(1) 版權の確認ができなかった。8月4日の記載に書籍商の名前が見えないのは、書籍商が自分に版權があることを担保する証拠を提示できなかったことを示唆する。ある程度の確証が得られれば条件付で仮登録が行われていたであろうが、そのような確証も得られなかった。特に『ヘンリー五世』について疑義がただされたかもしれない。というのも、8月4日に登録申請をした書籍商は、『ヘンリー五世』Q1の出版者と異なっていたかもしれないから。

(2) 公式検閲者の検閲に付されることが好ましいと思われる作者の作品が、検閲者の認可を得ていなかった。(『気質くらべ』は、8月14日にパスフィールドの認可を得ていることに注意。)

(3) 4作品はすべて宮内大臣一座の作品である。したがって同日(8月4日)に同一の書籍商によって登録申請がなされたように思われるかもしれない。しかし、4作品の登録申請が同日になされたかどうかは分からない。8月4日の記録のすぐ上に見える、2劇作品 (*A Moral of a Cloth Breeches and Velvet Hose, Alarum for London*) の登録が認められたとする記載は同じく宮内大臣一座の演目に関するものだが、両劇は本来の登録ページに2日の間隔を置いて正規に登録されている(『布の半ズボンとビロードの長ズボンの寓話』は1600年5月27日に、『ロンドンへの警鐘』はその2日後の5月29日に登録されている)。上記2作品に関するメモは、別の日に申請がなされた作品に関する情報を同一箇所に記録することもありえることを示している。つまり、その下に8月4日の日付で記された4作品は別の日に異なる書

籍商によって持ち込まれた可能性もあるということ。ちなみに『お気に召すまま』を除く3作品は同じ8月に「正規」の登録がなされているが、書籍商は異なる。もし8月4日の時点で書籍商が異なっていたら、本来はその全ての名前を記載しなければならない。複数の書籍商が係わっていて、しかもいずれも版權その他の点について確証を欠いていたがゆえに組合書記は登録を認めず、作品名だけを記して(再申請・登録の際の)リマインダーとしたのかもしれない。登録申請が一人の書籍商によるものであったとすれば、後日「正規」の登録がなされる前に、版權が別個の書籍商に譲渡されたと考えるしかない。

1600年8月4日の記載に、宮内大臣一座が関与しているかどうか分からない。このように不分明な点はいくつも残るのであるが、ほぼ確実なのは、これは出版阻止の「登録」ではないし、出版を禁止したことの記録でもないということである。それはまた、4作品についての仮登録でもない。それはおそらく、4作品の登録申請がなされたものの、なんらかの理由で登録が保留されたことを伝える覚書にすぎない。書籍商組合の書記は、近い将来に予想される登録再申請のリマインダーとしてこのメモを残した可能性が大きい。事実、『お気に召すまま』を除く3作品は、3週間以内に「正規」に登録されたのである。

## ②シェイクスピアと戯曲本の出版(2011年3月)

シェイクスピアの初期戯曲本の出版について考察した。主な論点は、「トマス・ペイヴィア(Thomas Pavier)の四つ折本(1619)」、「国王一座の戯曲の印刷を禁ずる宮内大臣通達(1619)」、「版權と『海賊版』」、「シェイクスピアの第1・二つ折本(First Folio)(1623)とベン・ジョンソンの『作品集』(The Works of Benjamin Jonson)(1616)」、「二つ折本の価格、出版費用、利潤」、「四つ折本の価格、出版費用、利潤」、「シェイクスピア第1・二つ折本収録戯曲36篇の版權」、「劇作家と戯曲出版」、「シェイクスピアと戯曲本」、「劇場での人気と戯曲の出版」である。本研究課題と係わるセクションの内容は次の通りである。

1619年、トマス・ペイヴィアは、シェイクスピアの8作品を含む10編の戯曲を出版した。この10編の刊本の特徴のひとつは、大半のタイトル・ページに虚偽の出版年、虚偽の印刷者名あるいは出版者名が印刷されているということである。本稿では、この「虚偽記載」が、国王一座の座員の了解なしに一座の演目を印刷することを禁止する、宮内大臣のロンドン書籍商組合宛通達(1619年5月3日付)によって惹起された可能性を指摘

した。

国王一座が宮内大臣を通じてこのような圧力を書籍商組合にかけた理由は不明だが、当時の著作権が著者や脚本を保有する劇団の権利を保護するものでなかったことを考えると、理解しやすいかもしれない。「著作権」は英訳すれば *copyright* となるが、当時の著作権は現代とは異なっていた。現代では著作権は通常著作者に属するが、シェイクスピア時代の著作権は、著者を保護するためのものではなかった。当時は著作権を取得するのは、出版者つまり書籍商であった。著作権がどのようにして確立したか多少不明な点もあるが、基本的には、原稿を入手した書籍商が出版許可を得て出版するか、あるいは書籍商組合記録簿に登録することによって得られたようである。この書籍商組合、より正確に言えば、ロンドン書籍出版業組合 (*The Company of Stationers of London*) は当時、イングランドの印刷・出版をほぼ独占していた。特許状による出版は別として、書籍の出版をする場合はこの組合の許可を得る必要があった。組合の許可に加えて、原則として書籍検閲者の許可を得ることが求められたが、著者の了解を得ることは必要ではなかった。著者が出版に賛成であろうと反対であろうと、原稿を入手した書籍商が出版のライセンスを獲得すれば、著作権はその書籍商のものとなった。書籍商が著作権を獲得すると、以後、その書籍商の著作権を無視して出版することはできなかった。著者が同じ本を、著作権を持たない書籍商を出版者として出版することもできなかった。それが当時出版事業を独占していたロンドン書籍商組合のルールであった。これは戯曲の原稿についても同様である。芝居の原稿を所有するのは、劇団だった。しかし原稿がなんらかの形で流出して書籍商がその出版権を得れば、劇団にその出版を差し止めることはできなかった。現代のように著作権を保護する法律はなく、著作権が保護されるのは書籍商であったから、書籍商による戯曲の出版を防ぐには、宮内大臣という、劇団と浅からぬ関係をもつ宮廷の有力者の力を借りるしかなかったのではないかと思われる。

## (2) 口頭発表 (単独)

### ①ロンドン書籍商組合記録の『登録』とは何か (2010年10月)

英国ルネサンス期のロンドン書籍商組合記録簿の出版登録に関して次の2点について考察した。(1) 書籍を出版するには事前に書籍商組合記録に登録するのが通例であったとされるが、実際は多くの本が無登録で出版されている。組合記録には「登録」せずに出版したとして罰金に処せられた記録が見えるが、その件数は非常に少ない。無登録出版は「不法」ではなかったということか。だ

とすれば、「登録」することの意味は何であったか。(2) 1600年8月4日の組合記録に、宮内大臣一座の4作品の“*staying entry*”が見える。多くの研究者は、この「登録」によって一座は4作品の出版を阻止しようとしたと考えている。あるいは出版阻止というより出版料を確保するための「登録」だと指摘する人もいる。あるいはこの記載は、4作品が8月4日の時点で公式の検閲・認可者の許可を得ていないことを示しているという批評家もいる。これらの所見を検証しつつ、この「登録」の意味を探った。

以上の2点について、次のように結論した。組合記録簿への出版登録は、書籍商が自分たちの書籍の所有権を証明する、「一般的なもっとも強力な証拠」であった。組合記録簿への登録によって、著作権が確立したのである。1600年8月4日の“*staying entry*”は、4作品の出版阻止の「登録」でも出版を禁止したことの記録でもない。それはまた、4作品の仮登録の記載でもない。これはおそらく、4本の劇の登録申請がなされたものの、なんらかの理由で登録が保留されたことを伝える覚え書きにすぎない。

## (3) 著書 (単著)

### ①英国ルネサンス演劇統制史——検閲と庇護—— (2012年3月)

本書は、序章、第1部「英国ルネサンス期の演劇統制」(第1章～第5章)、第2部「シェイクスピアと検閲」(第6章～第9章)、終章から構成される。序章では、歴史家や文学史家の多くが英国ルネサンス期の演劇統制を禁圧的と把握していることに疑義を呈したのち、当時の役者・劇作家たちは実は、宮廷祝典局長を検閲者とする演劇統制システムにむしろ保護されて一定の「表現の自由」を享受していたという、本書の主題を述べる。第1章は、ヘンリー八世時代からエリザベス朝までの演劇統制の歴史を叙述する。16世紀イングランドの演劇統制は、宗教改革と不可分の関係にある。当局の演劇に対する姿勢は、宗教改革の潮流の推移に応じて変化した。公権力は演劇をあるいはプロパガンダとして利用し、あるいは社会秩序を攪乱するとして禁圧した。第2章は、英国ルネサンス演劇と宮廷祝典局長とのかかわりを論じる。祝典局長による公演認可制度は祝典局長の経済的な利権と深く結びついていて、局長は演劇活動が促進されるように検閲認可権を行使した。第3章は、英国ルネサンス期の宮廷・枢密院がいかに演劇を保護したかを論じる。国王は特許状によって役者たちに強力な庇護を与え、有力枢密顧問官は劇団のパトロンとして演劇活動を支援し、検閲者(祝典局長)が発行する公演ライセンスは、役者たちを演劇の敵から守る盾となった。第4章は、エリ

ザベス朝に発布された「浮浪者取締法」がいかに役者たちを保護したかを論じる。通説によれば、「浮浪者取締法」は劇団の活動に制限を加える法律である。本書は、「浮浪者取締法」は劇団の巡業活動を阻害したのではなく、助勢したと主張する。第5章は、戯曲の出版統制を検証する。当時出版の検閲に関与したのは主として聖職者であるが、戯曲本の出版認可については1607年頃から宮廷祝典局長が行うようになる。祝典局長はこうして、役者・劇作家だけでなく戯曲本出版者に対する支配権を確立した。

第2部では、検閲の影響が指摘されるシェイクスピアの作品を取り上げて、あるいはシェイクスピア劇の「検閲」と「筆禍」の「実情」がいかなるものであったかを詳述し、あるいは問題となっているテキストを分析し、あるいは作者自身によるテキスト「改訂」の可能性を検証することによって、シェイクスピア劇を検閲という歴史的な脈で説明しようとする論考の多くがいかに妥当性を欠くかを指摘する。そうすることはまた、検閲の戯曲本文への介入を力説する批評家が依拠していると思われる、禁圧的エリザベス朝演劇の統制システムという前提に疑義を呈することでもある。

本研究の成果は、本書第5章の「無登録出版、出版登録、著作権」のセクション(193-200頁)と、第7章の「ペイヴィアの四つ折本」と『リア王』四つ折本との係わりを論じたセクション(243-45頁)に取り込まれている(内容は上掲の原著論文と一部重複する)。前者においては、出版登録と著作権成立の関係について、次のように論じた。出版者(書籍商)は、書籍を出版することによってその書籍に対する権利(著作権)を獲得することができたが、出版によって著作権を「確保」することができたかは疑わしい。許可を得て印刷するだけではおそらく、絶対的な保証は得られなかった。著作権所有の確証となるのは、書籍商組合記録簿への登録であった。後者においては、以下のように指摘した。1619年、8篇のシェイクスピアの四つ折本が、2篇のシェイクスピア外典とともに出版された。これは「ペイヴィアの四つ折本」として知られる作品群だが、そのほとんどのタイトル・ページには、虚偽の出版年、出版者・印刷者名が印刷されている。虚偽の出版年、出版者名・印刷者情報が印刷された理由として、同年5月に書籍商組合に送られた、国王一座所有の戯曲を一座の承諾を得ずに印刷することを禁止する、宮内大臣通達が関わっている可能性を指摘した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

(1) 太田一昭 (単著), 1600年8月4日の“staying entry”はいかに解釈すべきか——ロンドン書籍商組合記録再考——(九州大学大学院言語文化研究院言語研究会), 査読無, 第48号, pp. 7-16, 2013年3月.

(2) 太田一昭 (単著), シェイクスピアと戯曲本の出版, 『言語科学』(九州大学大学院言語文化研究院言語研究会), 査読無, 第46号, pp. 95-119, 2011年3月.

[学会発表] (計2件)

(1) 太田一昭 (単独), ロンドン書籍商組合記録の「登録」とは何か, 第49回シェイクスピア学会, 2010年10月16日, 福岡女学院大学

[図書] (計1件)

(1) 太田一昭 (単著), 英国ルネサンス演劇統制史——検閲と庇護——, 九州大学出版会, 2012年3月, 448 pp.

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

太田 一昭 (OTA KAZUAKI)

九州大学・大学院言語文化研究院・教授

研究者番号: 10123803

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号 :

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号 :